

適正な象牙取引の推進に関する官民協議会 第5回会合(平成 30 年 1 月 25 日)以降の象牙取引に関連する動向

1. 改正種の保存法の施行(平成 30 年 6 月)

- ・「特定国際種事業」のうち象牙を取り扱う事業は「特別国際種事業」へ移行し、事業者には課される義務事項が増加し、法違反時の罰則強化 等がなされた。

2. ワシントン条約事務局に国内象牙市場管理に関する取組を報告(平成 30 年 7 月)

- ・ワシントン条約第 69 回常設委員会(平成 29 年 11 月)にて、日本の象牙取引管理の取組状況を、次回常設委員会までに報告することが決定された。
- ・上述決定を受け、改正法による象牙の取引に関する規制強化内容や官民協議会報告書に記載した市場管理の取組を中心に、ワシントン条約事務局宛に書面により報告。

3. ワシントン条約第 70 回常設委員会(平成 30 年 10 月)

- ・ワシントン条約の NIAP(国別象牙行動計画)について、ガイドラインの改定や NIAP プロセス対象国の状況について審議。

4. ワシントン条約日中管理当局会合(平成 31 年 3 月)

- ・日中両国の管理当局である経済産業省及び国家林業草原局は、ワシントン条約に関して日中両国が抱える課題について協議するため、日中管理当局間会合を開催し、今後持続的な協力を行うため、覚書へ署名。

5. 象牙在庫把握キャンペーン(平成 29 年 8 月 31 日～令和元年 5 月 31 日)

- ・キャンペーン終了時点(令和元年 5 月 31 日)における結果。
 - キャンペーン期間中に登録した全形牙本数: 3968 本
 - 終了時点で登録審査中の全形牙: 461 本
 - 問合せ電話数: 2093 件
 - 広報紙掲載自治体数: 271
 - ウェブサイト掲載自治体数: 54

6. 全形牙の登録審査厳格化(令和元年 7 月)

- ・個体等登録を希望する全形牙の審査において、適法に所有したという自己申告の裏付けについて、「第三者の証言」のみでの登録は認めず、「第三者の証言」及び「第三者の証言を裏付ける補強(全形牙の放射性炭素年代測定結果等の客観的に証明できる書類)」を求めることとした。

7. ワシントン条約第 18 回締約国会議(令和元年 8 月)

- ・議題3で詳細を報告。